

尾張西三河国有林の地域別の森林計画書

(尾張西三河森林計画区)

計画期間 自 平成28年 4月 1日
至 平成38年 3月31日

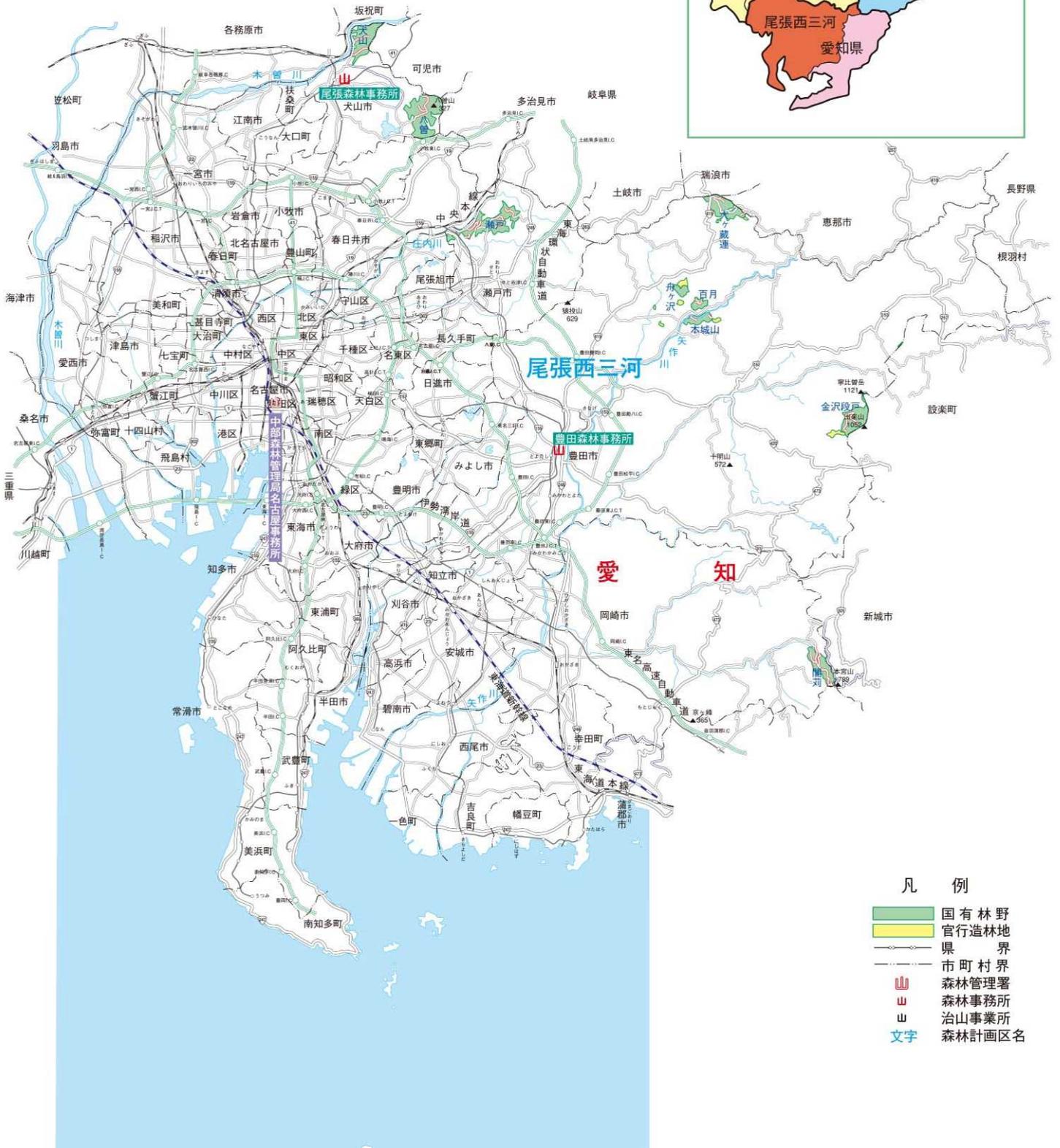
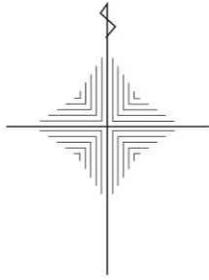
林野庁中部森林管理局

この国有林の地域別の森林計画（計画期間：平成28年4月1日～平成38年3月31日までの10ヵ年計画）は、森林法第7条の2の規定に基づき、中部森林管理局長が全国森林計画に即してたてる森林計画区別の国有林についての森林の整備及び保全の基本的事項に関する計画である。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。

尾張西三河森林計画区の国有林位置図



凡 例

- 国有林野
- 官行造林地
- 県 界
- 市 町 村 界
- 山 森林管理署
- 山 森林事務所
- 山 治山事業所
- 文字 森林計画区名

目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
(1) 位置及び面積	1
(2) 自然的背景	1
(3) 社会経済的背景	2
(4) 森林・林業の動向等	4
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	5
3 計画樹立に当たっての基本的考え方	6
(1) 森林の整備及び保全の基本的な考え方	6
(2) 森林の整備及び保全の推進方向	6
(3) 森林の整備及び保全の重点事項	7
(4) 林道等及び治山施設の整備	7

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	8
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	9
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	9
(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針	9
(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	11
2 その他必要な事項	11
第3 森林の整備に関する事項	12
1 森林の立木竹の伐採に関する事項	12
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	12
(2) 立木の標準伐期齢	14
(3) その他必要な事項	14
2 造林に関する事項	15
(1) 人工造林に関する事項	15
(2) 天然更新に関する事項	17
(3) その他必要な事項	18
3 間伐及び保育に関する基本的事項	19
(1) 間伐の標準的な方法	19
(2) 保育の標準的な方法	20
(3) その他必要な事項	21
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	22
(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	22
(2) その他必要な事項	23
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	24
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	24
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	25
(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	25
(4) その他必要な事項	25

6	森林施業の合理化に関する事項	26
(1)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	26
(2)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	26
(3)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	26
(4)	その他必要な事項	26
第4	森林の保全に関する事項	27
1	森林の土地の保全に関する事項	27
(1)	土地の形質の変更にあたって留意すべき事項	27
(2)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	27
(3)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	28
(4)	その他必要な事項	28
2	保安施設に関する事項	29
(1)	保安林の整備に関する事項	29
(2)	保安施設地区に関する事項	29
(3)	治山事業に関する事項	29
(4)	その他必要な事項	29
3	森林の保護等に関する事項	30
(1)	森林病虫害等の被害対策に関する事項	30
(2)	鳥獣による森林被害対策に関する事項	30
(3)	林野火災の予防に関する事項	30
(4)	その他必要な事項	30
第5	計画量等	31
1	伐採立木材積	31
2	間伐面積	31
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	31
4	林道の開設及び拡張に関する計画	32
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	33
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	33
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	33
(3)	実施すべき治山事業の数量	34
第6	その他必要な事項	35
1	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	35
2	その他必要な事項	42
(1)	森林整備への多様な主体の参加	42
(2)	木材利用の拡大	42
別表1	公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	43
1	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	43
2	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	44
(1)	土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	44
(2)	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	45
(3)	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	45

(附) 参考資料

1	森林計画区の概況	4 6
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	4 6
(2)	地況	4 7
(3)	土地利用の現況	4 8
(4)	産業別生産額	4 9
(5)	産業別就業者数	5 0
2	森林の現況	5 1
(1)	齢級別森林資源表	5 1
(2)	制限林普通林別森林資源表	5 6
(3)	市町村別森林資源表	5 7
(4)	制限林の種類別面積	5 8
(5)	樹種別材積表	5 9
(6)	荒廃地等の面積	6 0
(7)	森林の被害	6 0
(8)	防火線等の整備状況	6 0
3	林業の動向	6 1
(1)	森林組合及び生産森林組合の現況	6 1
(2)	林業事業体等の現況	6 2
(3)	林業労働力の概況	6 2
(4)	林業機械化の概況	6 2
(5)	作業路網等の整備の概況	6 2
4	前期計画の実行状況	6 3
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	6 3
(2)	間伐面積	6 3
(3)	人工造林及び天然更新別面積	6 3
(4)	林道の開設及び拡張の数量	6 3
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	6 3
5	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	6 4
(1)	森林より森林以外への異動	6 4
(2)	森林以外より森林への異動	6 4
6	森林資源の推移	6 5
(1)	分期別伐採立木材積等	6 5
(2)	分期別期首資源表	6 6
7	国有林の計画制度の体系	7 0

I 計画の大綱

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積

全国森林計画の木曾川広域流域に属する本計画区は、愛知県の西部（尾張地域）及び中部（西三河地域）に位置し、名古屋市等33市12町1村からなる。その区域面積は344千haで、愛知県全体516千haの67%を占めており、そのうち、国有林の対象とする森林の区域面積は、3千haで4市に所在している。

計画区の北部は長野県の伊那谷森林計画区及び岐阜県の木曾川森林計画区、長良川森林計画区に接し、東部は東三河森林計画区に接している。

また、西部は岐阜県の揖斐川森林計画区及び三重県に接し、南部は伊勢湾と三河湾に面している。

(2) 自然的背景

ア 気候

本計画区の気候は、太平洋の黒潮の影響を受けて一般に温暖で、夏期多雨、冬期乾燥型となっている。気温は、南部では四季を通じて温和であるが、北部の山間部ではやや内陸性を帯び冬期の冷え込みが厳しい。

平成22～26年の気象観測データによると、最高気温は38.1℃（豊田）に対し、最低気温は-10.1℃（稲武）、年平均気温は11.8℃（稲武）～16.7℃（東海）、年間降水量は1,389mm（岡崎）～2,107mm（稲武）、一日の最大降雪量は14cm（名古屋）となっている。

イ 地形

本計画区の地形は、東部に三河高原又は三河準平原と呼ばれるなだらかな山並が、北部から東部にかけて、愛岐・尾張東部丘陵が連なり、西部から南部にかけて濃尾平野、岡崎平野が広がっている。

水系は、木曾山脈（中央アルプス）最南端にある大川入山(1,908m)を源とする矢作川が三河湾に、岐阜県東濃地方を源とする庄内川と計画区の西端を南流する木曾川がそれぞれ伊勢湾に注いでいる。

ウ 地質

本計画区の地質は、東部の山間地域は花崗岩類が大部分でわずかに領家変成岩類が見られる。矢作川以西の丘陵部は洪積層と瀬戸層群が分布している。また、平野部の大部分は沖積層が、知多半島部には常滑層群と沖積層が分布している。

エ 土壌

本計画区の土壌は、北部の山間部は褐色森林土が広く分布し、平野部に接する丘陵地は黄色系褐色森林土が分布している。平野部は、グライ、黄色土等が混在し、

知多半島部には未熟土とグライが分布している。

(3) 社会経済的背景

ア 交通

本計画区の交通網については、鉄道では名古屋市を中心に、JRの東海道新幹線、東海道本線、中央線、関西線、名鉄の名古屋本線、瀬戸線及び豊田線が、南北には豊田市、岡崎市を中心とした、名鉄の三河線、愛知環状鉄道がある。

道路では東名・名神・中央道等の高速道路が大動脈となっており、新たな大幹線となる第二東名高速道路についても整備が進められている。このように名古屋市を中心に放射状にのびる鉄道と道路が地域経済活動の発展に重要な役割を果たしている中で、これらの交通網の整備拡充は、都市部と山間部の時間的距離を短縮させている。

イ 土地の利用状況

本計画区の土地の利用状況は、総面積が県土面積の67%を占める344千haで、そのうち森林が109千ha (32%)、農地が56千ha (16%)、その他が180千ha (52%)となっている。

ウ 人口の動向

本計画区の人口は6,703千人であり、愛知県の総人口7,456千人の90%を占めている。

また、人口動態は地域全体を見るとわずかに増加し、平成22年同時期(6,650千人)に比べ101%となっている。人口密度は1,949人/km²で、愛知県全体の1,445人/km²と比較した場合、約1.4倍となっている。

尾張西三河森林計画区における人口等

区分	愛知県全体(A)	尾張西三河森林計画区(B)	比率 (B/A×100)
人口総数	7,456,113人	6,703,244人	90%
人口密度	1,445人/km ²	1,949人/km ²	135%

注 人口総数は、愛知県統計課「市町村別推計人口と世帯数(平成27年7月1日現在)」による。

エ 産業の概要

本計画区における産業別の就業者数は、第1次産業が49千人（2%）、第2次産業が1,021千人（34%）、第3次産業が1,997千人（61%）となっている。そのうち林業就業者は428人で、計画区内全就業者数の1%に満たないが、平成17年度（295人）より増えている。

尾張西三河森林計画区における就業者数

単位：人

区分		愛知県全体(A)		尾張西三河森林計画区(B)		比率 (B/A×100)
就業者数		3,676,174	100%	3,280,148	100%	89%
産業別	第1次産業	80,540	2%	48,777	1%	61%
	第2次産業	1,155,162	31%	1,020,574	31%	88%
	第3次産業	2,204,759	60%	1,996,949	61%	91%

注1 平成22年度「国勢調査報告」による。

2 就業者数には、分類不能の産業を含む。

(4) 森林・林業の動向等

本計画区は、愛知県の西部に位置し、総面積は、344千haと愛知県全体の67%を占め、県下の東三河森林計画区に比べ大きな計画区となっている。

本計画区の森林面積は、総面積の32%に当たる109千haで、県下森林面積の50%を占め、北東部の岡崎市は、古くから人工造林が盛んで、「三河材」の主要な産地として林業が盛んである。

本計画区の国有林の森林面積は3千haで、計画区全体の森林面積109千haの3%と少ないが、大部分が集落から近い場所に位置しており、国土保全、水源かん養、生活環境保全等の重要な役割を担っている。

また、本宮山や猿投山等の山岳地帯と美しい渓谷美の木曾川や香嵐渓等をはじめ、整備された人工林が織りなす森林美等の優れた自然景観に恵まれ、国有林内にも国定公園1.9千ha、県立自然公園0.4千haが指定されているなど、自然環境の保全形成及び国民の保健休養の場の提供等公益的機能の発揮の上で重要な役割を果たしている。

森林の現況は、大部分がスギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツを主とした人工林で、人・天別面積では、人工林が2.6千ha(81%)、天然林が0.6千ha(19%)となっている。

人工林の樹種別面積割合では、スギが9%、ヒノキが47%、アカマツ・クロマツが34%、その他が10%となっている。人工林の齢級配置は、10齢級から13齢級が1.0千ha、18齢級から20齢級が1.0千haと多く全体の70%を占めている。蓄積は、人工林で506千m³、天然林では48千m³となっている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5箇年（平成23年度～平成27年度）については、下記のとおりである。伐採に関しては、主伐は伐採に当たって現地の立木材積を調査した結果、計画量より多かったことから、計画を上回る実績となった。また、間伐は地球温暖化防止対策として積極的に計画したところ、ほぼ計画どおりの実績となった。

造林に関しては、人工造林の対象となる箇所予定されていた伐採を見合わせたことから、更新が発生しなかった。

林道の開設又は拡張に関しては、より優先度の高いものから実行した結果、数量は計画を下回ったが、優先すべき箇所の開設及び改良を実施できた。

治山事業に関しては、優先度の高いものから実行した結果、数量は計画を下回ったものの、優先すべき箇所での事業を確実に実施した。

○ 前計画の前半5箇年の実行結果の概要

	計画		実行	
伐採立木材積	46	千 ³ m	52	千 ³ m (112)
主伐	29	千 ³ m	32	千 ³ m (111)
間伐(材積)	18	千 ³ m	19	千 ³ m (108)
間伐(面積)	186	ha	169	ha (91)
造林面積	62	ha	0	ha (0)
人工造林	62	ha	0	ha (0)
天然更新	-	ha	-	ha (-)
林道等の開設及び拡張	開設： 2 km	拡張： 3 km	開設： 1 km (56)	拡張： 1 km
保安林等の整備指定	指定： 14 ha	解除： - ha	指定： 0 ha	解除： - ha
水源かん養	指定： - ha	解除： - ha	指定： - ha	解除： - ha
災害防備	指定： 14 ha	解除： - ha	指定： - ha	解除： - ha
保健、風致の保存等	指定： - ha	解除： - ha	指定： - ha	解除： - ha
治山事業	11	地区	8	地区 (73)

注1 ()内の数値は計画量に対する実行量の割合(%)である。

注2 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

注3 平成27年度は実施見込みを計上

3 計画樹立に当たっての基本的考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現や木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びつく役割を果たしている。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎えている。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、立地条件、国民のニーズ等を踏まえつつ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましい。

この計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにすることとする。この計画策定に当たっては、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行の確保が図られ、森林・林業等に関する諸施策が適切に講じられるように配慮し、次の事項を推進することとする。

(1) 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養^{かん}、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

(2) 森林の整備及び保全の推進方向

森林の主な機能は、水源涵養^{かん}機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別される。その期待する機能ごとの区域において、その機能を十分に発揮できるよう森林の整備及び保全を進めることとする。

(3) 森林の整備及び保全の重点事項

本計画区における国有林は、数百ha程度の小団地が、矢作川、庄内川、木曾川等の支流の上流部に主として分散、点在しており、一部が犬山市、瀬戸市等の都市近郊林を構成している。

このため、本計画区の森林においては、人工林における間伐等の適切な実施や天然力を活用した施業を主体として活力ある健全な森林状態を維持するとともに、天然林等の自然環境の保全、野生動植物の保護のための適正な森林管理、保安林の指定やその適切な管理及び治山事業の実施を通じた森林の適切な保全・管理を推進することとする。

(4) 林道等及び治山施設の整備

効率的な森林施業、森林の適正な管理経営を実施するための基盤である林道等については、民有林林道等との連携はもとより、農山村地域の振興にも資する整備を計画的に推進することとする。

また、安全で豊かな国土基盤の形成、水源の涵養^{かん}及び生活環境の保全を図るため、治山施設の着実な整備に努めることとする。

Ⅱ 計 画 事 項

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区分	面積	備考
総数	3,397.57	
市 町 村 別 内 訳	岡崎市	358.93
	瀬戸市	709.12
	豊田市	1177.14
	犬山市	1152.38

注1 計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の国有林である。

2 森林計画図の縦覧場所は中部森林管理局、愛知森林管理事務所とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針については、次表のとおり定める。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	<p>国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>

<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林</p>	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
<p>生物多様性保全機能</p>	<p>原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林</p>	<p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
<p>木材等生産機能</p>	<p>林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林</p>	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

注1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次表のとおりである。

○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：ha

区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	2,554	2,551
	育成複層林	181	182
	天然生林	433	432
森林蓄積(m ³ /ha)		175	175

注1 「育成単層林」とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

2 「育成複層林」とは、森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

3 「天然生林」とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林（未立木地、竹林等を含む。）。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。

※ 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等）、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育すること。

2 その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、公益的機能別施業森林の立木の伐採の標準的な方法は、第3の4の(1)に定める「公益的機能別施業森林区域内における施業の方法」によるものとする。

ア 育成単層林施業

育成単層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又は天然更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所分散に配慮することとする。

また、新生林分の保護、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、保護樹帯を設置することとする。

(イ) 主伐の時期については、多様な木材需要、高齢級の森林の急増、地域の森林構成等を踏まえ、伐期の多様化、長期化を図ることとする。樹種別の主伐の時期は、スギは60年、ヒノキは65年を目安とする。

イ 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立させることにより、森林の有する多面的機能の維持増進が期待される森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。

また、立地条件、下木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状伐採等の実施についても検討することとする。

(ア) 複層伐又は漸伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所分散等に配慮すること。伐採率は、複層伐では相対照度30%以上を確保するため、50～60%を目安とし、漸伐では40～50%程度とする。

(イ) 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率(30%以内。ただし、法令等による制限がある場合は当該制限の範囲内)、繰り返し期間(回帰年)によることとする。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、母樹の保存状況、種子の結実及び飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等に配慮することとする。

ウ 天然生林施業

天然生林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の有する多面的機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

(ア) 主伐については、イの主伐についての留意事項によることとする。

(イ) 国土保全、自然環境の保全、種の保全等のために禁伐その他の施業を制限する必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

エ 保安林及び保安施設地区内における施業の方法

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

(2) 立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の伐採齢及び森林の構成等を勘案し次表のとおりとする。

単位 林齢：年

森林計画区	樹 種					備考
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	その他 広葉樹	
尾張西三河	40	45	40	40	20	

(3) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

2 造林に関する事項

造林の標準的な方法は、森林の確実な更新を図ることを旨とし、人工造林及び天然更新別に次により定めることとする。

(1) 人工造林に関する事項

人工造林の対象樹種は、林地の気候、地形、土壌等の自然的条件、既往造林地の成林状況及び当地域における経済的条件等を勘案し、スギ、ヒノキ等の中から現地に適合した樹種を選定する。

なお、苗木は普通苗（裸苗）の外にコンテナ苗等の活用を図るとともに、成長に優れた品種や少花粉スギ等の品種の導入に努めることとする。

ア 人工造林の植栽本数

ヘクタール当たりの植栽本数は、次表の本数を目安とし、気象条件や植栽箇所の地位・地利等の立地条件、導入する苗木の規格・成長特性、残存木及び天然生稚幼樹が生育している場合における占有面積割合等を総合的に勘案して調整する。この際、森林施業の合理化や省力化等の観点から可能な限り植栽本数を減らすよう配慮する。

なお、保安林にあつては、保安林の指定施業要件の植栽本数の基準により行う。

樹種別植栽本数の目安			単位 本/ha
スギ	ヒノキ	カラマツ	
3,000	3,000	2,300	
2,500～3,500	2,500～3,500	2,000～2,500	

注1 育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の本数に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、天然生稚幼樹の発生状況に応じて調整する。

2 保安林の定めがある場合を除き、本表を下回って植栽本数を調整することができる。

イ その他の人工造林の標準的な植栽方法

(ア) 地拵方法

① 地拵形態

地拵形態は、全刈筋置地拵を原則とする。

なお、植栽木が寒風害等の被害を受ける恐れがある箇所等については、筋刈筋置地拵等を併用する。

また、形質のよい有用天然木を努めて保残するほか、崩壊地の周辺等で林地の保全に留意する必要がある箇所については刈払いは行わない。

② 筋置きの方法

末木枝条及び刈払い物の筋置きの筋の方向については、保育作業等における作業効率を考慮して横筋（等高線方向）とする。

(イ) 植栽時期

植栽時期は、苗木の活着率及びその後の成長を考慮し、普通苗（裸苗）は原則春植えとし、状況に応じて秋植えを併用する。コンテナ苗等を使用する場合はこれによらず行うことができるが、土壌凍結等により確実な活着が望めない時期は避けることとする。

(ウ) 植付方法

植える列は、保育作業等における作業効率を考慮して横列（等高線方向）を基準とし、また、苗木間隔はヘクタール当たりの植栽本数に見合う幅とする。

なお、苗木の取扱いについては、乾燥防止等に十分配慮し、苗木の衰弱防止に努める。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新補助作業の対象樹種は、高木性の樹種とし、次表のとおり例示する。

針広別	科	属	種名	別名	備考
針 葉 樹	マツ	カラマツ	カラマツ		亜高山帯
			クロマツ		
		マツ	アカマツ		
			チョウセンゴヨウ	チョウセンマツ	
			ゴヨウマツ	ヒメコマツ	
			ウラジロモミ		
		モミ	モミ		
			シラビソ	シラベ	亜高山帯
			オオシラビソ	アオモリトドマツ	亜高山帯
		トウヒ	トウヒ		亜高山帯
	イラモミ		マツハダ		
	ツガ	ツガ			
	スギ	スギ	コメツガ		亜高山帯
			スギ		
	コウヤマキ	コウヤマキ			
ヒノキ	ヒノキ	ヒノキ			
		サワラ			
		ネズコ	クロベ		
アスナロ	アスナロ	アスナロ	ヒバ、ヒノキアスナロ		
		イチイ	イチイ		
広 葉 樹	クルミ	クルミ	オニグルミ		
			サワグルミ	カワグルミ、フジグルミ	
	ヤナギ	ヤマナラシ	ドロノキ		亜高山帯
	カバノキ	ハンノキ	ハンノキ		
			ケヤマハンノキ		
			ウダイカンバ	マカバ、マカンバ	
			シラカバ	シラカンバ	
			ダケカンバ	ソウシカンバ	亜高山帯
	アサダ	アサダ	アササ		
	クマシデ	クマシデ	クマシデ		
			イヌシデ	シロシデ	
	ブナ	ブナ	ブナ	シロブナ	
			イヌブナ	クロブナ	
			ウバメガシ		
			クヌギ		
アベマキ			コルククヌギ		
カシワ					
ミスナラ			オオナラ		
コナラ			ホウソ		
イチイガシ					
アカガシ			オオガシ、オオバガシ		
ツクハネガシ					
アラカシ					
ウラジロガシ					
クリ	クリ				
シイ	スタジイ	イタジイ、ナガジイ			
ツブラジイ	コジイ				
ケヤキ	ケヤキ				
ニレ	ニレ				
クワ	クワ	シマグワ			
モクレン	モクレン	ホオノキ			
クスノキ	クスノキ	コブシ	ヤマアララギ		
タブノキ	タブノキ				
カツラ	カツラ		イヌグス		
バラ	サクラ	ウヅミズザクラ	ハハカ		
		エドヒガン			
		オオヤマザクラ	エソヤマザクラ		
		カスミザクラ			
ヤマザクラ					
マメ	イヌエンジュ	オオエンジュ			
ミカン	キハダ	キハダ			
カエデ	カエデ	ハナノキ			
		イロハモミジ	イロハカエデ		
		オオモミジ	ヒロハモミジ		
		ヤマモミジ			
		コハウチワカエデ	イタヤメイゲツ		
		ハウチワカエデ	メイゲツカエデ		
		ウリハダカエデ			
		イタヤカエデ			
メグスリノキ	チョウジャノキ				
トチノキ	トチノキ				
モチノキ	モチノキ				
シナノキ	シナノキ				
ミズキ	ミズキ				
ウコギ	ウコギ	コシアブラ	ゴンゼツ		
		ハリギリ	センノキ		
モクセイ	トネリコ	シオツ			
		ヤチタモ			
アオダモ					
ゴマノハグサ	キリ	キリ	コバノトネリコ		

参考資料：日本の野生植物（平凡社）

ア 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法は、林地の気候、地形、土壌等の自然的条件、前生樹、下層植生等を勘案して、確実な更新を図るため、必要に応じて地表処理、刈出し、補助植え込み等を行うこととする。

また、一定期間を経過しても更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図ることとする。

(ア) 地表処理

地表処理は、下層植生又は地床の堆積物等により種子の着床、発芽が阻害されている箇所について効率的に行うこととする。

下層植生がササ型の箇所については、林業用薬剤を効果的に使用してササの抑制を図ることとし、下層植生がかん木の箇所については、刈払機等により筋刈りを行う。

また、立木や下層植生の落枝、落葉等が堆積して腐植層が厚く、種子の発芽、定着が困難な箇所については、土壌型にも配慮しつつ腐植層の掻きおこし・取り除き等の「地かき」を行うこととする。

地表処理を行う時期は、種子の豊作年を考慮するほか、伐採前とするよう努める。

なお、母樹の保残状況が適切でなく、稚幼樹の発生が十分でない箇所については、必要に応じて「取り播き」を行うこととする。

(イ) 刈出し

刈出しは、更新樹の生育に障害となっている植生を除去するため、植生の種類に応じて、林業用薬剤の散布又は刈払機等による刈払いを行う。

刈出しに当たっては、実施時期を失しないよう十分留意し、林内の下層植物現存量容積密度等を考慮して行うこととする。

(ウ) 補助植え込み

補助植え込みは、母樹の保残状況及び立地条件等により、一定期間を経過しても稚幼樹の発生、生育が十分でなく更新状況が均一でない箇所について、補助植え込みを行うことにより更新完了が見込まれる場合に、山引き苗等を利用して行う。

植え込み本数は、天然生稚幼樹の有無及びその配置状況等を勘案して決定することとする。

(3) その他必要な事項

伐採跡地の更新すべき期間は、森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止するため、人工造林を行う伐採跡地は原則として伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新することとする。

3 間伐及び保育に関する基本的事項

(1) 間伐の標準的な方法

ア 間伐開始の時期は、林冠がうっ閉して林木相互間の競合が生じ始めた時期を目安に行うが、照度不足により下層植生に衰退が見られ表土の保全に支障が生ずる場合は時期を早める。

具体的には密度管理図の収量比数を基準とし、スギ・ヒノキについては0.70、アカマツについては0.80を中心とした密度管理に基づいて行うこととする。また、複層林移行後の上層木については、下層木の生育を確保するため収量比数0.30を中心とした密度管理に基づいて行うこととする。

イ 間伐の開始時期は、林分がうっ閉し、林木相互間の競合が生じたときとし、繰り返し期間は、おおむね10年以上とする。

主伐予定の時期までの期間が10年に満たないときは間伐を行わない。

ウ 間伐本数の算出に当たっての指標は、収穫予想表から誘導した基準本数表によることとし、間伐率は材積率で20%～35%（法令等による制限がある場合は当該制限の範囲内）を目標とする。

エ 育成複層林施業においては、上層木の間伐時（中間伐採）に下層木の間伐も実行する。

オ 伐期に達した林分等で、以下のような林分については、高齢級間伐を検討する。

- ① 収穫予想表程度以上の蓄積を有するが、過去の間伐が必ずしも十分でなかったため過密傾向で、期待径級に達していない林木が相当程度含まれている林分
- ② 伐採順序から当分の間、主伐が行われない林分で、径級分布、林分密度、地位等から判断して間伐を実行すれば林分内容が向上すると考えられる林分

カ 沢沿いの伐倒木等は流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとする。

(2) 保育の標準的な方法

ア 育成単層林施業

下刈、つる切、除伐の標準的な方法は、次表を標準とし、現地の実態に応じて適期適作業の実行により、林木の健全な生育を促進することとする。

(ア) 保育実行標準表

保育の種類	樹種	実施林齢・回数																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
下刈	スギ	○	○	○	○														
	ヒノキ	○	○	○	○	○	○												
つる切	スギ								○				○						
	ヒノキ								○				○						
除伐	スギ										○							←○→	
	ヒノキ										○							←○→	

(注) この標準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては画一的に行うことなく、立地条件、植栽木の生育状況等現地の実態に即して効果的な作業時期、回数、方法等を十分検討するとともに、森林施業の合理化や省力化等の観点を踏まえ、適切に実行する。

(イ) 保育適期標準表

作業種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
下刈			←		→							
つる切			←		→							
除伐	←											→

(注) 1 この標準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては、現地の実態、立地条件等に即して行う。
 2 一線は適期、一線は許容期間を示す。

(ウ) 作業方法

a 下刈

下刈は、植栽木が周辺の植生に被圧されて成長が阻害されることのないよう適期に実施する。刈払いの方法は、全刈及び筋刈を基本とするが、地形、植栽木の生育状況、周囲の植生、最寄りの造林地の獣害の有無やその程度等を考慮して坪

刈等を併用する等適切な作業方法を選択する。

下刈終了の目安は、植栽木の大部分が周辺の植生高を脱し、植栽木の生育に支障がないと認められる時点とする。

b つる切

つる類は地際から切断する。

また、薬剤処理により枯殺又は再生を抑制する場合は、処理時期及び方法等を適正に選択し効果的に行う。

c 除 伐

植栽木の生育を阻害する天然木及び形質不良な植栽木を伐採して、確実な成林を図るため適期に実施する。

実施に当たっては、植栽木の生育状況を十分見きわめるとともに、自生してきた有用天然木の生育を図り混交林とするなど、現地の実態に応じて適切に実施する。

また、急激な環境の変化による気象害等に十分留意する。

イ 育成複層林施業

育成単層林施業の標準的な方法に準じて、現地の実態を勘案し、必要に応じて実施する。

(3) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び施業方法についての考え方は次のとおりとする。また、公益的機能別施業森林の区域及び施業方法を別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

(ア) 水源^{かん}の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源^{かん}涵養^{かん}機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

(ア) 水源^{かん}の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林施業にあつては、下層木の適確な

生育)を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。

(2) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、第2の1の(1)に定める森林整備及び保全の目標の実現を図るため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

○基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路線数	延 長
基幹路網	17	35
うち林業専用道	1	1

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方については、次表のとおりとする。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系作業システム	100m/ha以上
中傾斜地 (15°～30°)	車両系作業システム	75m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上
急傾斜地 (30°～35°)	車両系作業システム	60m/ha以上
	架線系作業システム	15m/ha以上
急峻地 (35°～)	架線系作業システム	5m/ha以上

注1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし。

(4) その他必要な事項
特に記すべき事項なし。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

収益性の高い林業の再生を図る上で経営体質の強い林業事業者の育成が重要な課題であり、流域林業活性化協議会など各種会議への積極的な参画を通じ、民有林及び関係機関との連携を図りつつ、雇用の安定、労働条件の向上に資する事業の安定的・計画的な発注に努めることとする。

また、森林施業の多様化に対応しうる事業実行体制の確立に向けた指導等により、林業事業者の経営体質の強化を図り、これを通じ、優れた林業労働者の確保・育成に努めることとする。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業生産性の向上及び労働強度を軽減し、林業労働者の確保を図るため、高性能林業機械化促進基本方針等に定められている高性能林業機械作業システムの構築に向けた取組が重要である。

このため、高性能林業機械の効率的な使用及び高性能林業機械を活用した搬出システムの構築に併せ、オペレーターの養成、高性能林業機械による作業を考慮した路網整備など低コストで効率的な作業システムの普及・定着に積極的に取り組むこととする。

また、更新にあたっては、立木の伐採（主伐）と造林（植栽）を同時並行で行う一貫作業システムの導入等、作業効率の向上や省力化が図られるよう配慮する。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

木材流通の現況、民有林における人工林資源の成熟化の進展等を踏まえ、地域一体となった流通・加工体制の整備を推進するため、木材の計画的・安定的な供給に努めるとともに、公共施設の木造化、内装材の木質化・土木事業への活用及び製紙、再生可能エネルギーへの利用等の多様な分野の取り組みに対し、積極的な協力を努めることとする。

(4) その他必要な事項

地域の林業技術の向上に寄与するため、試験地等における技術情報の発信及び民有林の林業関係者等の研修の場として積極的な提供に努めることとする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずることとする。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次表のとおり定める。

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 積 : ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	区域			
岡 崎 市	1199～1214	348.33	土砂流出防備保安林	
	1207	0.12	山災H	
	計	348.45		
瀬 戸 市	1076～1106, 1109～1122	631.75	土砂流出防備保安林	
	1098, 1100, 1107～1109, 1113～1115	43.46	砂防指定地・山災H	
	計	675.21		
豊 田 市	大竹芳信外19名官造1	43.08	水源かん養保安林	
	1147～1163, 1165～1175, 1272～1279, 中垣進官造1, 岡田英幹官造1, 大草官造1, 三宅英夫官造1, 近藤保外4名官造1	1,048.60	土砂流出防備保安林	
	1162, 1164, 1166, 1169, 木下平官造1, 近藤保外4名官造1	52.08	山災H	
	岡田英幹官造1	0.46	砂防指定地・山災H	
	計	1,144.22		
犬 山 市	1001～1026, 1030～1032, 1035, 1036, 1039, 1041～1075	1,109.01	土砂流出防備保安林	
	1004～1007, 1047, 1048, 1055, 1062	30.88	砂防指定地・山災H	
	計	1,139.89		

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法該当なし。

(4) その他必要な事項

異常気象に起因して流木等による災害の拡大を防止するため、愛知県など関係機関との連絡調整を図り災害の防止に努めることとする。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

保安林については、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

(2) 保安施設地区に関する事項

保安施設地区については、水源の涵養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備等の目的を達成するため、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときに指定することとする。

(3) 治山事業に関する事項

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとする。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け、事業実施等の効果的な対策を講ずることとする。その際、既存施設の有効活用を含む総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて植栽・緑化に在来種を用いるなど、治山施設の設置等において生物多様性への配慮、保全に努めることとする。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進することとする。

3 森林の保護等に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策に関する事項

森林病害虫等の被害対策については、予防と早期発見に努め、被害の種類に対応する防除措置を講ずることとする。

カシノナガキクイムシの被害については、被害状況の把握に努め、関係機関と連携を図りながら必要な対策に取り組むこととする。

(2) 鳥獣による森林被害対策に関する事項

ニホンカモシカ及びニホンジカの被害については、防護柵の作設、プラスチック製プロテクターの効果的な設置及び忌避剤等の使用により、また、ツキノワグマの被害については、剥皮を防止するテープ等の使用により、造林地等における食害等を未然に防止することとする。

また、野兎、野鼠の被害については、森林の巡視等による早期発見に努め適切な防除に努めることとする。

(3) 林野火災の予防に関する事項

林野火災の予防については、森林の巡視及び森林保護についての啓発普及に重点を置き、関係機関との密接な連携を図りながら山火事の未然防止に努めることとする。

(4) その他必要な事項

気象害については、過去の被害発生状況、気象条件、地形等現地の実態に応じた適切な施業方法等を選択することにより、被害の未然防止に努めることとする。

また、本計画区の国有林は、瀬戸国有林をはじめとして、ハイキング、自然観察等野外レクリエーションの場として多くの利用者があることから、樹木・土石等の盗採掘防止のため、森林の巡視及び森林保護についての啓発普及に重点を置き、関係機関との密接な連携を図りながら未然防止に努めることとする。

ア 森林の巡視に関する事項

諸被害が発生する恐れがある地域については、過去の被害状況、利用者の動向、被害の発生時期、気象条件等を踏まえて森林の巡視を行い、諸被害の未然防止、早期発見等に努めることとする。

イ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

森林の保護についての啓蒙普及を図るため、利用者数の動向、道路の整備状況及び過去の被害状況等を踏まえ、関係市町村と連携しつつ、保護標識等の適切な配置に努めるとともに、保護管理上必要な歩道等についても計画的な整備に努めることとする。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	117	104	13	79	70	9	38	34	4
うち前半5年分	68	61	7	47	42	5	21	19	2

2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	364
うち前半5年分	201

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	117	—
うち前半5年分	105	—

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長：km、面積：ha

開設／ 拡張	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備 考
開設	自動車道	林業専用道	犬山市	黒 平 山	2.00 (1)	65	1	①	1049～1052
〃	〃	〃	〃	石 洞	0.23 (1)	23	1	④	1072・1073
				小計	2.23 (2)	88	2		
〃	〃	〃	瀬戸市	正 伝	0.55 (1)	14	1	②	1099
〃	〃	〃	〃	荷 揚 平	1.10 (1)	29	1	③	1093・1095
				小計	1.65 (2)	43	2		
				計	3.88 (4)	131	4		

単位 延長：km、面積：ha

開設／ 拡張	種 類	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	備 考
拡張	自動車道 (一般改良)	岡崎市	閨 苅	0.60 (6)	1199・1200・1202・1204～1209・ 1211～1214
〃	〃	〃	盆 地 沢	0.10 (3)	1199～1202
			小計	0.70 (9)	
拡張	自動車道 (一般改良)	瀬戸市	荷 揚 平	0.20 (3)	1086・1088・1093～1098
			小計	0.20 (3)	
拡張	自動車道 (一般改良)	豊田市	栴 洞 金 沢 (金 沢)	0.02 (1)	1275
〃	〃	〃	金 沢 支 線	0.02 (5)	1274～1278
〃	〃	〃	旭	0.20 (1)	1174・1175
			小計	0.24 (7)	
拡張	自動車道 (一般改良)	犬山市	栗 栖	0.05 (2)	1008～1013
〃	〃	〃	大 平	0.15 (3)	1020～1023
〃	〃	〃	八 曾	0.20 (3)	1030・1044～1047・1061
			小計	0.40 (8)	
			計	1.54 (27)	

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		うち 前半5年分	
総数（実面積）	3,123	3,123	
水源涵養のための保安林			
災害防備のための保安林	3,123	3,123	
保健、風致のための保安林	1,135	1,135	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるために水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等該当なし。

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積該当なし。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 林班数

森林の所在		治山事業施工 地区数		主な工種	備 考
市町村	区 域		うち前半 5年分		
岡崎市	1199～1203・1212～1214, 1204～1211	3	3	溪間工	
豊田市	1162～1164, 1272～1275, 1276～1279	8	8	溪間工、山腹工	
計		11	11		

注1 区域欄には、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域（単位流域）に属する林班名を記載。

注2 治山事業施工地区数欄には、治山事業を実施する箇所（森林整備を除く。）に関する林班数を計上。

第6 その他必要な事項

- 1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法
 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、次表のとおり定める。

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法	
	市町村	区 域			
土砂流出防備保安林 県立自然公園第3種特別地域	岡 崎 市	1199～1214	348.33	別 紙 の と お り	
県立自然公園第3種特別地域		1199～1202, 1204～1214	10.60		
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 国定公園第1種特別地域	瀬 戸 市	1111～1113	35.46		
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 国定公園第2種特別地域		1099～1101, 1109, 1110, 1112, 1113	9.15		
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 国定公園第3種特別地域		1199～1102, 1106, 1109, 1110, 1112～1222	235.77		
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国定公園第2種特別地域		1076～1079, 1084～1088, 1096～1098, 1103	25.85		
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国定公園第3種特別地域		1076～1098, 1103～1105	325.52		
砂防指定地 国定公園第1種特別地域		1111～1113	2.13		
砂防指定地 国定公園第2種特別地域		1076～1078, 1084～1088, 1096～1100, 1103, 1109, 1110, 1112, 1113	6.67		
砂防指定地 国定公園第3種特別地域		1076～1081, 1084～1100, 1102～1110, 1112～1122	68.57		
水源かん養保安林 国定公園第3種特別地域		豊 田 市	大竹芳信外19名官造1		43.08
土砂流出防備保安林			1147～1163, 1165～1175, 1272～1279, 中垣進官造1, 大草官造1, 三宅英夫官造1, 近藤保外4名官造1		1,036.44

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業 方法
	市町村	区 域		
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国定公園第3種特別地域	豊 田 市	岡田英幹官造1	3.50	別 紙 の と お り
土砂流出防備保安林 国定公園第3種特別地域		1167～1170, 1172～1174	8.66	
砂防指定地 国定公園第3種特別地域		岡田英幹官造1	0.46	
国定公園第3種特別地域		1167～1170, 1172～1174	3.79	
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 国定公園特別保護地区	犬 山 市	1019	8.44	
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 国定公園特別保護地区 史跡名勝天然記念物		1001～1003	54.44	
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 国定公園第3種特別地域		1004～1018, 1020～1026, 1030～1032, 1035, 1036, 1039, 1041～1047, 1049～1054, 1056, 1060～1063, 1066, 1067, 1070～1075	782.96	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国定公園第3種特別地域		1046～1048, 1052, 1053, 1055～1065, 1068, 1069	263.17	
砂防指定地 国定公園第3種特別地域		1004～1018, 1020～1026, 1030～1032, 1036, 1039, 1041～1056, 1058～1071, 1073～1075	43.04	
砂防指定地 国定公園特別保護地区		1001～1003, 1019	0.33	

(別紙1) 保安林の森林施業

種 類	伐採種	施 業 の 方 法	備 考
水源かん養 保安林	禁伐	<p>主伐に係る伐採を禁止する。</p> <p>また、間伐も原則として禁止するが、その森林が植栽されたものであり、保育のために間伐をしなければ当該保安林の目的が達成できないと認められるものであって、指定施業要件で間伐ができることが定められているものについては、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所においてできるものとする。間伐することができる立木材積は、伐採種「皆伐」の項を準用する。</p>	詳細については、保安林指定の際に定める箇所別の指定施業要件による。
	択伐	<p>主伐は択伐による。主伐として伐採できる立木は、標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢、以下同じ）以上のものとし、その限度は、当該年度の初日におけるその森林の立木材積の10分の3以内とする。</p> <p>ただし、伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林（植栽指定の箇所）については、立木材積の10分の4以内とする。また、将来択伐することができるような林型に誘導しようとする場合の間伐であって、指定施業要件で定められている場合には、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所において間伐できるものとする。間伐することができる立木の材積は、伐採種「皆伐」の項を準用する。</p>	
	皆伐	<p>主伐に係る伐採種を定めない。主伐として伐採できる立木は、標準伐期齢以上のものとし、毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタールの範囲内で指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>間伐は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所において間伐できるものとする。</p> <p>間伐することができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を越えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲の材積とする。</p> <p>植栽については、人工造林に係る森林及び具体的な植栽計画をたてている森林について、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に、指定施業要件を定める者が指定する樹種の満1年以上の苗及び本数を均等に分布するように植栽するものとする。</p>	

種 類	伐採種	施 業 の 方 法	備 考
土砂流出 防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	詳細については、保安林指定の際に定める箇所別の指定施業要件による。
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	
土砂崩壊 防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
干害防備 保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	
保健 保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	

(別紙2) 国立公園、国定公園及び県立自然公園における特別地域の森林施業

区 分	施 業 の 方 法
特別保護地区	原則として、立木の伐採を禁止し、その他植物の採取も行わないこととする。
第1種特別地域	<p>1 第1種特別地域内の森林は禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2 単木択伐法は、次の規定により行う。</p> <p>(1) 伐期齢は標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢、以下同じ）に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>(2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>
第2種特別地域	<p>1 第2種特別地域の森林施業は、択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。</p> <p>2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。</p> <p>5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、地方環境事務所長若しくは自然環境事務所長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</p> <p>6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。</p> <p>7 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。</p> <p>(1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</p> <p>(2) 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。</p>
第3種特別地域	第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

注1 本表は、「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月2日34林野指第6417号 林野庁長官通達）による。

2 県立自然公園は、本表に準じて取扱うものとし、詳細については愛知県立自然公園条例等による。

(別紙3) 鳥獣保護区特別保護地区の森林施業

- 1 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし（その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐）、その他の森林にあつては伐採種を定めない。
- 2 本計画の初年度以降5年間に当該計画にかかる特別保護地区内において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積の標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢）に相当する数で除して得た面積の5倍とする。
- 3 保護施設を設けた樹木および鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とする。

注 本表は、「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日 林野計第1043号 林野庁長官通達）による。

(別紙4) その他制限林の森林施業

区 分	施 業 の 方 法	備 考
砂防指定地	<p>以下に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ県知事に協議するものとする。協議に係る行為について変更をしようとするときも、また同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 砂防設備に工作物その他の物件又は施設を設け、継続して砂防設備を使用すること。 2 河川等（河川、湖沼その他の水流又は水面をいう。）に流入するおそれのある場所に、土石、砂れきその他これらに類するものをたい積し、又は投棄すること。 3 立竹木を伐採し、又は樹根を採取すること。 4 竹林を滑下又は地引きにより運搬すること。 5 土石の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為をすること。 6 土石若しくは砂れきを採取し、又は鉱物を採掘すること。 7 芝草を掘り取ること。 	<p>詳細は、愛知県砂防指定地内における行為の規制に関する条例（平成15年3月25日条例第4号）による。</p>
特別母樹林	<p>禁伐とする。ただし、その指定目的を阻害するおそれがないもの（以下1～4）として、農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 倒木または枯死木を伐採する場合 2 老齢で結実しなくなった樹木を伐採する場合 3 森林病虫害等が付着している樹木をそのまん延を防止するため伐採する場合 4 林齢及び生育状況からみて立木密度が高く、そのため結実量低下が顕著な林分について結実の増加を図る目的で優勢木以外の樹木を伐採する場合 	<p>詳細は、林業種苗法の施行について（昭和45年8月31日45林野造第887号 農林事務次官通達）による。</p>
特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物	<p>禁伐とする。</p>	<p>詳細は、文化財保護法等による。</p>

2 その他必要な事項

(1) 森林整備への多様な主体の参加

フィールドの提供や必要な技術指導により、広く国民やNPO法人等による自主的な森林整備活動の推進に取り組むこととする。

(2) 木材利用の拡大

林業の持続的かつ健全な発展を図ることを目的とした「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が平成22年10月に施行されたこと。

また、同年12月に「新農林水産省木材利用推進計画」が策定されたことを踏まえ、公共建築物等における木材利用の拡大に積極的に取り組むこととする。

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域	面積	施業方法
総数		1,121.76	
市町村別内訳	岡崎市	1199～1214	322.92
	瀬戸市	1076～1078, 1084, 1085, 1097, 1098, 1103, 1107～1109, 1111, 1113～1115, 1120～1122	58.37
	豊田市	1147～1155, 1157～1163, 1165～1170, 1173, 1175, 1272～1279 中垣進官造1, 岡田英幹官造1, 大草官造1, 三宅英夫官造1, 大竹芳信外19名官造1, 近藤保外4名官造1	651.61
	犬山市	1010, 1011, 1015～1017, 1022～1026, 1039, 1049～1051, 1054, 1071～1075	88.86

伐期の延長、長伐期施業、複層林施業（択伐以外）、複層林施業（択伐）のいずれかにより、水源の涵養機能の維持増進を図る。

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域	面積	施業方法
総数		3,325.87	
市 町 村 別 内 訳	岡崎市	1199～1214	340.00
	瀬戸市	1076～1122	709.12
	豊田市	1147～1175, 1272～1279, 木下平官造1, 中垣進官造1, 岡田英幹官造1, 大草官造1, 三宅英夫官造1, 近藤保外4名官造1	1,124.37
	犬山市	1001～1026, 1030～1032, 1035, 1036, 1039, 1041～1075	1,152.38

長伐期施業、複層林施業（択伐以外）、複層林施業（択伐）のいずれかにより、森林の有する土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全機能の維持増進を図る。

(2) 快適な環境の形成の機能の維持推進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域	面積	施業方法
総数		3,238.52	
市 町 村 別 内 訳	岡崎市	1199～1214	長伐期施業、複層林施業 (択伐以外)、複層林施業 (択伐)のいずれかにより、 快適な環境の形成の機能の 維持増進を図る。
	瀬戸市	1076～1122	
	豊田市	1147～1175, 1272～1279	
	犬山市	1001～1026, 1030～1032, 1035, 1036, 1039, 1041～1075	

(3) 保健文化機能の維持推進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域	面積	施業方法
総数		2,278.58	
市 町 村 別 内 訳	岡崎市	1199～1214	長伐期施業、複層林施業 (択伐以外)、複層林施業 (択伐)のいずれかにより、 保健文化機能の維持増進を 図る。
	瀬戸市	1076～1122	
	豊田市	1167～1170, 1172～1174, 岡田英幹官造1, 大竹芳信外19名官造1	
	犬山市	1001～1026, 1030～1032, 1035, 1036, 1039, 1041～1075	

(附) 參考資料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積					森林比率 ②/①× 100		
		総数 ②	国有林 (林野庁所管)			その他 国有林		民有林	
			計	国有林	官行造林				
総 数	344,397	108,962	3,398	3,259	138	354	105,211	32	
市	名古屋	32,643	977	-	-	-	46	930	3
	岡崎	38,724	23,173	359	359	-	4	22,810	60
	一宮	11,391	-	-	-	-	-	-	-
	瀬戸	11,161	6,294	709	709	-	27	5,558	56
	半田	4,724	107	-	-	-	-	107	2
	春日井	9,271	1,692	-	-	-	146	1,546	18
	津島	2,508	-	-	-	-	-	-	-
	碧南	3,586	-	-	-	-	-	-	-
	刈谷	5,045	50	-	-	-	-	50	1
	豊田	91,847	62,519	1,177	1,039	138	69	61,273	68
町	安城	8,601	-	-	-	-	-	-	-
	西尾	16,034	2,488	-	-	-	-	2,488	16
	犬山	7,497	3,421	1,152	1,152	-	53	2,215	46
	常滑	5,563	418	-	-	-	-	418	8
	江南	3,017	-	-	-	-	-	-	-
	小牧	6,282	658	-	-	-	-	658	10
	稲沢	7,930	-	-	-	-	-	-	-
	東海	4,336	63	-	-	-	-	63	1
	大府	3,368	71	-	-	-	-	71	2
	知多	4,576	212	-	-	-	-	212	5
村	知立	1,634	-	-	-	-	-	-	-
	尾張旭	2,103	284	-	-	-	1	284	14
	高浜	1,302	-	-	-	-	-	-	-
	岩倉	1,049	-	-	-	-	-	-	-
	豊明	2,318	95	-	-	-	-	95	4
	日進	3,490	619	-	-	-	0	619	18
	愛西	6,663	-	-	-	-	-	-	-
	清須	1,732	-	-	-	-	-	-	-
	北名古屋	1,837	-	-	-	-	-	-	-
	弥富	4,892	9	-	-	-	-	9	0
別	みよし	3,211	155	-	-	-	6	149	5
	あま	2,759	-	-	-	-	-	-	-
	長久手	2,154	402	-	-	-	-	402	19
	東郷	1,803	125	-	-	-	-	125	7
	豊山	619	-	-	-	-	-	-	-
	大口	1,358	-	-	-	-	-	-	-
	扶桑	1,118	-	-	-	-	-	-	-
	大治	659	-	-	-	-	-	-	-
	蟹江	1,110	-	-	-	-	-	-	-
	飛島	2,253	-	-	-	-	-	-	-
内	阿久比	2,394	125	-	-	-	1	125	5
	東浦	3,111	140	-	-	-	-	140	4
	南知多	3,825	1,065	-	-	-	-	1,065	28
	美浜	4,639	1,128	-	-	-	0	1,128	24
	武豊	2,582	249	-	-	-	-	249	10
	幸田	5,678	2,422	-	-	-	-	2,422	43

- 注 1 区域面積は、愛知県統計課「土地に関する統計年報（平成26年度版）」の行政面積、
 森林面積は、国有林、民有林とも森林計画対象森林面積を計上。
 2 その他国有林、民有林面積は、愛知県林務課資料による。
 3 計が一致しない場合は、四捨五入によるものである。

(2) 地況

ア 気候

観測地	気温 (°C)			年間降水量(mm)	最高積雪量 (cm)	備考
	最高	最低	年平均			
愛西	37.7	-4.6	15.6	1,739	—	
名古屋	37.6	-3.3	16.2	1,610	14	
豊田	38.1	-6.0	15.4	1,493	—	
東海	37.7	-2.8	16.7	1,594	—	
岡崎	37.3	-6.1	15.3	1,517	—	
南知多	36.3	-2.5	16.1	1,389	—	
稲武	34.0	-10.1	11.8	2,107	—	

注 「アメダス」(2010年～2014年の気象)による。

イ 地勢

本文「I計画の大綱」に記述のとおり。

ウ 地質、土壌等

本文「I計画の大綱」に記述のとおり。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	行政面積	森林	農 地			その他	
			計	田	畑		
総 数	344,397	108,962	55,531	36,556	18,975	179,904	
市	名古屋 市	32,643	977	1,134	532	602	30,532
	岡 崎 市	38,724	23,173	3,388	2,500	888	12,163
	一 宮 市	11,391	-	3,020	1,780	1,240	8,371
	瀬 戸 市	11,161	6,294	327	216	111	4,540
	半 田 市	4,724	107	786	582	204	3,831
	春 日 井 市	9,271	1,692	713	365	348	6,866
	津 島 市	2,508	-	888	754	134	1,620
	碧 南 市	3,586	-	920	395	525	2,666
	刈 谷 市	5,045	50	1,292	991	301	3,703
	豊 田 市	91,847	62,519	6,800	5,200	1,600	22,528
町	安 城 市	8,601	-	3,744	3,130	614	4,857
	西 尾 市	16,034	2,488	5,350	3,480	1,870	8,196
	犬 山 市	7,497	3,421	971	658	313	3,105
	常 滑 市	5,563	418	1,377	794	583	3,768
	江 南 市	3,017	-	691	110	581	2,326
	小 牧 市	6,282	658	920	593	327	4,704
	稲 沢 市	7,930	-	3,330	1,800	1,530	4,600
	東 海 市	4,336	63	682	213	469	3,591
	大 府 市	3,368	71	769	245	524	2,528
	知 多 市	4,576	212	1,159	496	663	3,205
村	知 立 市	1,634	-	427	356	71	1,207
	尾 張 旭 市	2,103	284	134	72	62	1,685
	高 浜 市	1,302	-	211	161	50	1,091
	岩 倉 市	1,049	-	283	189	94	766
	豊 明 市	2,318	95	523	362	161	1,700
	日 進 市	3,490	619	466	324	142	2,405
	愛 西 市	6,663	-	3,036	2,370	666	3,627
	清 須 市	1,732	-	286	134	152	1,446
	北 名 古 屋 市	1,837	-	437	306	131	1,400
	弥 富 市	4,892	9	1,849	1,650	199	3,034
別	み よ し 市	3,211	155	794	434	360	2,262
	あ ま 市	2,759	-	918	702	216	1,841
	長 久 手 市	2,154	402	234	114	120	1,518
	東 郷 町	1,803	125	381	263	118	1,297
	豊 山 町	619	-	77	63	14	542
	大 口 町	1,358	-	510	389	121	848
	扶 桑 町	1,118	-	277	73	204	841
	大 治 町	659	-	139	80	59	520
	蟹 江 町	1,110	-	194	165	29	916
	飛 島 村	2,253	-	640	586	54	1,613
訳	阿 久 比 町	2,394	125	852	549	303	1,417
	東 浦 町	3,111	140	1,009	617	392	1,962
	南 知 多 町	3,825	1,065	809	188	621	1,951
	美 浜 町	4,639	1,128	1,156	539	617	2,355
	武 豊 町	2,582	249	483	275	208	1,850
	幸 田 町	5,678	2,422	1,145	761	384	2,111

注 1 総数、農用地面積は、愛知県統計課「土地に関する統計年報（平成26年度版）」、森林面積は、当参考資料の（1）市町村別土地面積及び森林面積による。

2 その他は、行政面積から森林、農用地面積を差し引いた面積。

3 計が一致しない場合は、四捨五入等によるものである。

(4) 産業別生産額

区 分		農業産出額 (千万円)	製造品出荷額等 (従業員4人以 (百万円)	年間商品販売額 (百万円)
総 数		14,220	35,848,636	41,458,060
市	名古屋 市	256	3,389,586	30,257,325
	岡崎 市	835	1,627,328	1,062,510
	一宮 市	547	466,245	898,831
	瀬戸 市	103	430,987	191,894
	半田 市	764	767,972	291,105
	春日井 市	128	653,077	661,820
	津島 市	174	85,105	133,429
	碧南 市	604	794,716	115,646
	刈谷 市	178	1,518,945	619,317
	豊田 市	1,104	12,088,858	1,645,209
町	安城市 市	967	1,670,933	685,941
	西尾 市	1,100	1,124,833	187,458
	犬山 市	115	410,245	73,966
	常滑 市	463	152,347	72,762
	江南 市	100	124,347	145,178
	小牧 市	181	1,200,920	709,068
	稲沢 市	951	903,553	294,239
	東海 市	397	1,454,412	299,133
	大府 市	343	688,708	138,728
	知多 市	235	1,103,854	63,339
村	知立 市	46	114,222	206,043
	尾張旭 市	17	120,480	129,060
	高浜 市	73	447,920	63,989
	岩倉 市	62	60,389	94,387
	豊明 市	77	150,661	127,915
	日進 市	53	101,562	184,975
	愛西 市	938	65,104	66,214
	清須 市	94	290,963	153,181
	北名古屋 市	69	162,909	293,490
	弥富 市	385	176,919	120,380
別	みよし 市	153	915,844	153,683
	あま 市	160	133,938	106,184
	長久手 市	43	23,433	168,417
	東郷 町	57	131,308	43,119
	豊山 町	10	85,385	308,086
	大口 町	64	389,462	222,745
	扶桑 町	54	32,410	46,044
	大治 町	42	69,471	32,033
	蟹江 町	56	48,509	74,053
	飛島 村	106	187,851	84,610
内	阿久比 町	255	45,910	39,230
	東浦 町	326	202,706	70,106
	南知多 町	460	19,804	22,643
	美浜 町	462	55,028	19,667
	武豊 町	281	242,129	37,850
	幸田 町	332	917,348	43,058
	阿久比 町	255	45,910	39,230

注 1 愛知県統計課「Web統計あいち」による。

2 基準日等は、農業産出額が平成18年、製造品出荷額等が平成24年、年間商品販売額が平成19年である。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区 分	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	
		計	農業	林業	水産業			
総 数	3,280,148	48,777	44,718	428	3,631	1,020,574	1,996,949	
市	名古屋市	1,087,196	2,568	2,480	66	22	242,070	752,501
	岡崎市	186,827	2,972	2,892	76	4	71,978	104,696
	一宮市	183,711	2,091	2,073	5	13	53,877	115,664
	瀬戸市	62,961	405	386	13	6	20,258	37,998
	半田市	58,397	794	785	1	8	20,766	34,342
	春日井市	148,231	945	925	15	5	42,223	95,032
	津島市	31,222	591	581	2	8	9,021	19,962
	碧南市	38,493	1,671	1,505	3	163	18,124	17,350
	刈谷市	76,873	966	959	2	5	34,858	36,460
	豊田市	217,365	4,355	4,145	200	10	96,761	101,654
町	安城市	91,966	2,397	2,381	11	5	37,657	45,532
	西尾市	56,136	2,097	2,012	0	85	25,575	26,772
	犬山市	36,008	536	533	2	1	12,541	21,057
	常滑市	27,801	1,005	744	0	261	8,604	16,569
	江南市	48,258	440	438	1	1	15,633	29,307
	小牧市	72,163	779	779	0	0	24,904	41,953
	稲沢市	69,498	3,337	3,333	0	4	20,355	41,063
	東海市	55,252	1,365	1,363	2	0	20,980	30,923
	大府市	44,334	817	816	0	1	17,654	23,689
	知多市	42,403	874	871	2	1	14,414	24,875
村	知立市	35,036	268	268	0	0	14,498	17,308
	尾張旭市	38,929	178	175	3	0	9,654	26,448
	高浜市	22,414	283	267	0	16	11,013	9,953
	岩倉市	23,791	268	268	0	0	6,846	15,486
	豊明市	34,113	322	321	1	0	12,222	19,187
	日進市	41,080	341	336	4	1	10,617	27,080
	愛西市	32,377	2,864	2,857	0	7	9,580	19,473
	清須市	33,249	485	484	0	1	9,381	21,084
	北名古屋市	41,494	518	515	3	0	12,339	26,144
	弥富市	21,858	1,020	919	1	100	5,790	13,390
別	みよし市	28,806	510	505	3	2	11,475	14,637
	あま市	42,830	743	738	3	2	13,732	25,426
	長久手市	26,097	206	204	2	0	5,347	19,017
	東郷町	20,720	257	257	0	0	7,567	12,161
	豊山町	7,614	64	63	0	1	2,324	4,870
	大口町	11,039	212	211	0	1	4,550	6,011
	扶桑町	16,156	241	240	1	0	5,555	9,951
	大治町	15,053	216	216	0	0	4,610	9,144
	蟹江町	18,395	185	183	0	2	4,979	12,202
	飛島村	2,522	328	298	0	30	746	1,434
内	阿久比町	12,550	388	388	0	0	4,347	7,219
	東浦町	24,335	536	529	0	7	9,673	12,815
	南知多町	10,808	2,014	663	0	1,351	2,629	5,966
	美浜町	12,292	925	729	2	194	3,595	7,556
	武豊町	21,064	315	311	0	4	8,531	11,594
	一色町	12,359	1,738	684	0	1,054	4,771	5,824
	吉良町	11,711	1,139	1,015	0	124	4,610	5,672
	幡豆町	6,600	404	276	1	127	2,834	3,275
	幸田町	19,761	804	797	3	4	8,506	9,223

注 1 平成22年度「国勢調査報告」による。

2 総数には「分類不能の産業」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

2 森林の現況
(1) 齢級別森林資源表

齢級別森林資源表

森林計画区： 078 尾張西三河

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分	総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	3,397.57	554	8												
総数	3,167.09	554	8												
針	2,685.83	494	7												
広	481.26	60	1												
総数	2,557.57	506	7												
針	2,332.09	466	7												
広	225.48	40													
総数	2,553.77	505	7												
針	2,328.29	465	7												
広	225.48	40													
人工林	(3.80)														
育 復															
層 層															
成 成															
成 成	3.80	1													
成 成	3.80	1													
成 成															
総数	609.52	48	1												
針	353.74	28													
広	255.78	20													
天然林															
育 單															
成 層															
成 成															
成 成	176.71	18													
針	114.86	12													
広	61.85	7													
天然林	432.81	30													
針	238.88	17													
広	193.93	13													
無立木地	230.48														

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計には含まれていない。

2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

齡級別森林資源表

森林計画区： 078 尾張西三河

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分	5 齡級			6 齡級			7 齡級			8 齡級			9 齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	総数	22.14	4	47.15	6	6	58.29	9	1	56.94	10	10	84.10	19	1
	針	22.14	4	47.15	6	6	58.29	9	1	56.94	10	10	84.10	19	1
	広	20.01	3	47.15	6	6	57.15	9	1	52.21	10	10	82.64	19	1
人工林	総数	2.13	4	47.15	6	6	1.14	9	1	4.73	10	10	1.46		
	針	22.14	4	47.15	6	6	56.57	9	1	52.84	10	10	74.48	18	1
	広	20.01	3	47.15	6	6	56.37	9	1	52.21	10	10	73.66	18	1
育層成林	総数	2.13	3	47.15	6	6	0.20	9	1	0.63	10	10	0.82		
	針	18.34	3	47.15	6	6	56.57	9	1	52.84	10	10	74.48	18	1
	広	16.21	3	47.15	6	6	56.37	9	1	52.21	10	10	73.66	18	1
無立木地	総数	2.13					0.20			0.63			0.82		
	針														
	広														
立木地	総数														
	針	3.80													
	広	3.80													
天然林	総数														
	針						1.72			4.10			9.62		1
	広						0.78			0.78			8.98		
育層成林	総数														
	針						0.94			4.10			0.64		
	広														
天然生	総数														
	針						1.72						8.22		
	広						0.78						7.58		
竹林	総数														
	針						0.94						0.64		
	広														
無立木地	総数														
	針														
	広														

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ其林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成復層林の上、中層木の面積で外書。

齡級別森林資源表

森林計画区： 078 尾張西三河

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分	1.0 齡級			1.1 齡級			1.2 齡級			1.3 齡級			1.4 齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	334.07	56	1	344.24	70	2	180.47	22	190.16	40	67.36	18			
総数	334.07	56	1	344.24	70	2	180.47	22	190.16	40	67.36	18			
針	303.70	51	1	331.31	67	1	106.64	18	167.70	37	57.36	16			
広	30.37	5	2	12.93	2	2	73.83	5	22.46	3	10.00	2			
総数	319.45	55	1	328.53	69	2	117.60	19	180.62	39	64.78	18			
針	293.91	51	1	320.77	67	1	86.32	16	160.53	37	56.69	16			
広	25.54	4	2	7.76	2	3	31.28	3	20.09	3	8.09	1			
総数	319.45	55	1	328.53	69	2	117.60	19	180.62	39	64.78	18			
針	293.91	51	1	320.77	67	1	86.32	16	160.53	37	56.69	16			
広	25.54	4	2	7.76	2	3	31.28	3	20.09	3	8.09	1			
人工林															
育層成林															
総数															
針															
広															
総数	14.62	1		15.71			62.87	3	9.54	1	2.58				
針	9.79			10.54			20.32	1	7.17	1	0.67				
広	4.83			5.17			42.55	2	2.37		1.91				
天然林															
育層成林															
針															
広															
総数	4.11			10.58			13.19	1	6.91	1	1.49				
針	3.36			7.66			1.25		6.91	1	0.67				
広	0.75			2.92			11.94	1			0.82				
天然生															
針	10.51	1		5.13			49.68	2	2.63		1.09				
広	6.43			2.88			19.07	1	0.26						
無立木地	4.08			2.25			30.61	1	2.37		1.09				

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

齡級別森林資源表

森林計画区： 078 尾張西三河

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分	1.5 齡級			1.6 齡級			1.7 齡級			1.8 齡級			1.9 齡級		
	面積	材積	成長量												
総数	168.02	34		89.15	17		357.76	42		258.93	59		379.02	63	
総数	168.02	34		89.15	17		357.76	42		258.93	59		379.02	63	
針	133.59	31		80.09	16		278.01	35		185.42	43		360.39	60	
広	34.43	4		9.06	1		79.75	8		73.51	16		18.63	3	
総数	137.46	32		82.75	16		99.05	23		215.76	54		324.29	57	
針	125.35	30		75.61	15		83.97	20		162.08	40		319.88	56	
広	12.11	2		7.14	1		15.08	3		53.68	13		4.41	1	
総数	137.46	32		82.75	16		99.05	23		215.76	54		324.29	57	
針	125.35	30		75.61	15		83.97	20		162.08	40		319.88	56	
広	12.11	2		7.14	1		15.08	3		53.68	13		4.41	1	
人工林										(1.42)					
育 複 層 成 林															
育 成 林															
総数															
針															
広															
総数	30.56	2		6.40			258.71	19		43.17	5		54.73	6	
針	8.24	1		4.48			194.04	15		23.34	3		40.51	4	
広	22.32	2		1.92			64.67	4		19.83	3		14.22	2	
天然林															
育 成 林															
針															
広															
育 複 層 成 林	7.88	1		6.40			42.11	5		35.05	5		20.13	2	
針	2.49			4.48			30.06	4		18.86	2		16.98	1	
広	5.39			1.92			12.05	1		16.19	2		3.15	1	
天然林	22.68	2					216.60	14		8.12			34.60	4	
針	5.75	1					163.98	11		4.48			23.53	2	
広	16.93	1					52.62	3		3.64			11.07	2	
無立木地															

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計には含まれていない。

2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

齡級別森林資源表

森林計画区： 078 尾張西三河

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分	2.0 齡級			2.1 齡級以上		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	321.72	50		193.02	35	
総数	321.72	50		193.02	35	
針	285.58	45		122.33	29	
広	36.14	5		70.69	6	
総数	309.64	48		109.91	28	
針	279.51	44		103.52	27	
広	30.13	4		6.39	1	
総数	309.64	48		109.91	28	
針	279.51	44		103.52	27	
広	30.13	4		6.39	1	
	(0.57)			(1.81)		
総数						
針						
広						
総数	12.08	2		83.11	7	
針	6.07	1		18.81	2	
広	6.01	1		64.30	5	
総数						
針						
広						
総数	6.27	1		12.65	2	
針	2.93	1		10.85	1	
広	3.34	1		1.80		
総数	5.81			70.46	5	
針	3.14			7.96		
広	2.67			62.50	5	
無立木地						

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ其林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林別森林資源表

制限林普通林別森林資源表

区分	立木地										計	林 地 以 外 の 地	計	計	
	人工林					天然林									
	育成層林	育成復層林	計	育成層林	育成復層林	天然生林	計	伐採跡地	未立木地	改 訂 地					
制限林	面積	針 2,300.78	3.80	2,304.58	114.86	238.88	353.74	2,658.32							
		広 199.03		199.03	61.85	193.93	255.78	454.81							
	計	2,499.81	3.80	2,503.61	176.71	432.81	609.52	3,113.13			203.23	203.23	3,316.36		
材積	針	460.057	708	460.765	11.834	16.583	28.417	489.182							
	広	37.355		37.355	6.547	13.219	19.766	57.121							
	計	497.412	708	498.120	18.381	29.802	48.183	546.303							
成長量	針	6,736.7	33.0	6,769.7	124.0	242.5	366.5	7,136.2							
	広	399.5		399.5	59.8	104.4	164.2	563.7							
	計	7,136.2	33.0	7,169.2	183.8	346.9	530.7	7,699.9							
普通林	面積	針	27.51		27.51										
	広	26.45		26.45				26.45							
	計	53.96		53.96				53.96			27.25	27.25	81.21		
計	面積	針	2,328.29	3.80	2,332.09	114.86	238.88	353.74	2,685.83						
	広	225.48		225.48	61.85	193.93	255.78	481.26							
	計	2,553.77	3.80	2,557.57	176.71	432.81	609.52	3,167.09			230.48	230.48	3,397.57		
材積	針	465.227	708	465.935	11.834	16.583	28.417	494.352							
	広	40.105		40.105	6.547	13.219	19.766	59.871							
	計	505.332	708	506.040	18.381	29.802	48.183	554.223							
成長量	針	6,836.1	33.0	6,869.1	124.0	242.5	366.5	7,235.6							
	広	434.6		434.6	59.8	104.4	164.2	598.8							
	計	7,270.7	33.0	7,303.7	183.8	346.9	530.7	7,834.4							

(面積：h a, 材積：m³、成長量：m³/年)
無立木地等

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
注2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

市町村別森林資源表

市町村	区分		人工林				立木地				無立木地等				計	
	面積	材積	育成層		計		天然林		計		伐採跡地	未立木地	改訂予定地	林地以外の地		計
			育成単層林	育成複層林	育成単層林	育成複層林	天然生林	計								
岡崎市	針		278.63		278.63			16.53		3.70					298.86	
	広		9.67		9.67			18.06		8.35					36.08	
	計		288.30		288.30			34.59		12.05				23.99	334.94	
	計		89.654		89.654			3.213		5.71					93.438	
瀬戸市	針		2.030		2.030			2.670		5.61					5.261	
	広		91.684		91.684			5.883		1.132					98.699	
	計		1.361.3		1.361.3			20.2		6.2					1.387.7	
	計		17.5		17.5			22.8		6.3					46.6	
豊田市	針		1.378.8		1.378.8			43.0		12.5					1,434.3	
	広		334.89		334.89			31.22		184.97					551.08	
	計		27.25		27.25			15.03		65.14					107.42	
	計		362.14		362.14			46.25		250.11					658.50	
大山市	針		64.177		64.177			4.210		13.019					81.406	
	広		1.864		1.864			1.959		4.571					8.394	
	計		66.041		66.041			6.169		17.590					89.800	
	計		831.5		831.5			47.6		182.1					1,061.2	
森林計画計	針		21.5		21.5			16.8		37.8					76.1	
	広		853.0		853.0			64.4		219.9					1,137.3	
	計		856.69		859.92			21.06		8.57					889.55	
	計		143.07		143.07			7.27		16.10					166.44	
豊田市	針		999.76		999.76			28.33		24.67					1,055.99	
	広		188.275		188.886			1.655		701					191.242	
	計		26.609		26.609			868		1,433					28.910	
	計		214.884		215.495			2,523		2,134					220.152	
大山市	針		2.832.3		2.861.7			24.4		12.2					2,898.3	
	広		248.9		248.9			8.3		15.1					272.3	
	計		3,081.2		3,110.6			32.7		27.3					3,170.6	
	計		858.08		858.65			46.05		41.64					946.34	
森林計画計	針		45.49		45.49			21.49		104.34					171.32	
	広		903.57		904.14			67.54		145.98					1,117.66	
	計		123.121		123.218			2,756		2,292					128.266	
	計		9.602		9.602			1,050		6,654					17,306	
森林計画計	針		1,811.0		1,814.6			3,806		8,946					145,572	
	広		146.7		146.7			11.9		45.2					1,888.4	
	計		1,957.7		1,961.3			43.7		87.2					2,092.2	
	計		2,328.29		2,332.09			114.86		238.88					2,685.83	
森林計画計	針		225.48		225.48			61.85		193.93					481.26	
	広		2,553.77		2,557.57			176.71		432.81					3,167.09	
	計		465.227		465.935			11,834		16,583					494,352	
	計		40.105		40.105			6,547		13,219					59,871	
森林計画計	針		505.332		506.040			18,381		29,802					554,223	
	広		6,836.1		6,869.1			124.0		242.5					7,235.6	
	計		434.6		434.6			59.8		104.4					598.8	
	計		7,210.7		7,303.7			183.8		346.9					7,834.4	

注1 人工林及び天然林で苗木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

単位 面積：ha

区 分		総 数	市 町 村 別 内 訳			
			岡崎市	瀬戸市	豊田市	犬山市
保 安 林	水源かん養保安林	43.08			43.08	
	土砂流出防備保安林	3,137.69	348.33	631.75	1,048.60	1,109.01
	保 健 保 安 林	(1,126.22)		(280.38)		(845.84)
	計	(1,126.22) 3,180.77	348.33	(280.38) 631.75	1,091.68	(845.84) 1,109.01
砂 防 指 定 地		(1,744.26)		(631.75)	(3.50)	(1,109.01)
		121.20		77.37	0.46	43.37
国 定 公 園	特別保護地区	(63.21)				(63.21)
	第1種特別地域	(37.59)		(37.59)		
	第2種特別地域	(41.67)		(41.67)		
	第3種特別地域	(1,774.73) 3.79		(629.86)	(55.70) 3.79	(1,089.17)
	計	(1,917.20) 3.79		(709.12)	(55.70) 3.79	(1,152.38)
県 立 自 然 公 園	第1種特別地域					
	第2種特別地域					
	第3種特別地域	(348.33) 10.60	(348.33) 10.60			
	計	(348.33) 10.60	(348.33) 10.60			
史跡名勝天然記念物		(54.56)				(54.56)
合 計		(5,190.57) 3,316.36	(348.33) 358.93	(1,621.25) 709.12	(59.20) 1,095.93	(3,161.79) 1,152.38

注 上記の制限林と重複する面積は、()外書きで、合計面積は延面積である。

(5) 樹種別材積表

単位 材積：m³

樹 種		人工林	天然林	無立木地	林地以外の 土地	総 数
針葉樹	ス ギ	74,215	625	—	—	74,840
	ヒ ノ キ	275,623	3,136	—	—	278,759
	アカマツ	65,688	21,372	—	—	87,060
	クロマツ	46,763	1,883	—	—	48,646
	モ ミ	25	277	—	—	302
	ツ ガ 類	—	216	—	—	216
	他針葉樹	3,621	908	—	—	4,529
	計	465,935	28,417	—	—	494,352
広葉樹	ナ ラ 類	252	—	—	—	252
	他広葉樹	39,853	19,766	—	—	59,619
	計	40,105	19,766	—	—	59,871
総 数		506,040	48,183	—	—	554,223

(6) 荒廃地等の面積

単位 面積：ha

区 分	崩 壊 地 ・ 荒 廃 地		荒廃危険地 面 積	
	所在地（林小班）	面 積		
総 数		17.01	280.25	
市 町 村 別 内 訳	岡 崎 市	1206 イ, 1213 ハ	1.84	26.80
	瀬 戸 市			99.32
	豊 田 市	1158 ロ, ハ, ニ, 1159 ロ, 1162 ロ, ハ, ニ, ホ, チ, ヌ, 1163 ハ, ニ, ホ, 1167 ロ, 1168 ニ, 大草官行造林組合官造 1 イ	13.75	101.09
	犬 山 市	1003 イ, 1068 イ	1.42	53.04

(7) 森林の被害

単位 面積：ha

種 類	カシノカキイムシ		
	24	25	26
総 数	0.70	0.12	1.39
岡 崎 市	0.02	0.03	0.16
瀬 戸 市	0.20	0.01	0.35
犬 山 市	0.48	0.08	0.88

(8) 防火線等の整備状況

該当なし

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 森林組合の現況

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

区 分	組 合 名	組 合 員 数	常 勤 役 職 員 数	出 資 金 総 額	組 合 員 所 有 森 林 面 積	備 考
市 町 村 別 内 訳	総 数	11,685	64	406,704	56,986	
	岡崎森林組合	3,141	17	138,436	17,215	
	豊田森林組合	8,544	47	268,268	39,771	

注 愛知県林務課資料「平成25年度森林組合の概要」より作成

イ 生産森林組合の現況

該当なし

(2) 林業事業体等の現況

単位：経営体

区分	合計	法人化している											地方公共 団体・ 財産区	法人化し ていない		
		計	農事 組合法人	会社				各種団体				その他 法人			個人 経営 体	
				小計	株式 会社	合名 ・ 合資 会社	合同 会社	小計	農協	森林 組合	その他 各種 団体					
総数	1,092	30	-	14	14	-	-	-	6	-	3	3	10	10	1,045	1,016
市 町 村 別 内 訳	名古屋市	47	6	-	5	5	-	-	-	-	-	-	1	1	40	30
	岡崎市	271	6	-	4	4	-	-	-	-	-	-	2	-	265	263
	一宮市	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4
	半田市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	春日井市	2	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	津島市	1	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	豊田市	763	18	-	5	5	-	-	6	-	3	3	7	9	736	719
	西尾市	1	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	小牧市	1	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	愛西市	1	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
大口町	1	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	

注 「2010年世界農林業センサス」農林業経営体調査報告書による。

「X」… 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表していないもの。

(3) 林業労働力の概況

本計画区において「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画を作成し、県知事の認定を受けた認定事業体は、森林組合が2組合、株式会社等が10社となっている。

(4) 林業機械化の概況

愛知県内で保有されている高性能林業機械の保有状況は以下のとおり。

単位：台数

機種名/年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ハーベスタ	3	3	3	3	3
プロセッサ	16	16	16	16	16
スキッダ	0	0	0	0	0
フォワーダ	15	16	19	19	24
タワーヤーダ	2	0	1	1	1
スイングヤーダ	17	20	20	20	22
その他の高性能林業機械	0	0	1	2	1
計	53	55	60	61	67

注 林野庁業務資料より作成。

(5) 作業路網等の整備の概況

本計画区の国有林内の林道総延長は33.0kmとなっている。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	29	18	46	32	19	52	111%	108%	112%
針葉樹	27	16	43	32	19	50	118%	116%	117%
広葉樹	2	2	4	0	1	1	15%	41%	28%

注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である。

2 実行欄は、平成23～26年度実績と平成27年度見込量の合計である。

(2) 間伐面積

単位 面積：ha

計画	実行	実行歩合
186	169	91%

注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である。

2 実行欄は、平成23～26年度実績と平成27年度見込量の合計である。

(3) 人工造林及び天然更新別面積

単位 面積：ha

総 数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
62	0	0%	62	0	0%	-	-	-

注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である。

2 実行欄は、平成23～26年度実績と平成27年度見込量の合計である。

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km

区 分	開設延長			拡張延長		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
林 道	2.2	1.2	56%	3.34	0.67	20%
うち林業専用道	2.2	1.2	56%	0.0	-	-

注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である。

2 実行欄は、平成23～26年度実績と平成27年度見込量の合計である。

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別面積

単位 面積：ha

種 類	指 定			解 除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総 数	14	0	0%	-	-	-
水源かん養	-	-	-	-	-	-
土砂流失防備	14	0	0%	-	-	-
保 健	-	-	-	-	-	-
なだれ	-	-	-	-	-	-

注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である。

2 実行欄は、平成23～26年度実績と平成27年度見込量の合計である。

イ 保安施設地区の面積

該当なし

ウ 治山事業の数量

区 分	計 画	実 行	単 位 地 区 数	
			実行歩合	
治山事業施行地区数	11	8	73%	

- 注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である。
 2 実行欄は、平成23～26年度実績と平成27年度見込量の合計である。

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

農用地	ゴルフ場等レジャー施設用地	住宅、別荘、工場等建物敷及びその附	採石採土地	単 位 面 積 : ha	
				その他	合計
-	-	-	-	-	-

- 注1 面積欄は、平成23～26年度実績と平成27年度見込量の合計である。
 2 農用地は、田、畑、樹園地とする。

(2) 森林以外より森林への異動

原 野	農用地	その他	単 位 面 積 : ha	
			合 計	
-	-	-	-	

- 注 面積欄は、平成23～26年度実績と平成27年度見込量の合計である。

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：ha、材積：千m³

分 期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐採立木材積	総数	総数	68	50	44	40	48	33	39	34
		針葉樹	61	44	41	38	45	31	37	32
		広葉樹	7	6	3	3	3	2	3	2
	主伐	総数	47	32	24	23	33	25	29	25
		針葉樹	42	28	22	22	32	23	27	23
		広葉樹	5	4	2	1	2	2	2	2
	間伐	総数	21	17	21	17	14	9	11	10
		針葉樹	19	15	19	16	13	8	10	9
		広葉樹	2	2	1	1	1	1	1	1
造林面積	総数	105	12	156	145	101	119	134	102	
	人工造林	105	12	151	140	96	114	129	97	
	天然更新	0	0	5	5	5	5	5	5	

注1 森林計画樹立の翌年度から5年間を第I分期、次の5年間を第II分期以下同様とし、最終の分期を第VIII分期とする。

2 四捨五入により計が一致しない場合がある。

(2) 分期別期首資源表

単位 面積：ha、材積：千m3

区 分		面 積							
		総 数	1・2齡級	3・4齡級	5・6齡級	7・8齡級	9・10齡級	11・12齡級	
第I分期	総 数	245,446	0	185	6,715	10,839	57,442	22,487	
	人工林	総 数	232,225	0	185	6,715	10,526	56,658	19,476
		育成単層林	231,998	0	185	6,715	10,526	56,658	19,476
		育成複層林	227	0	0	0	0	0	0
	天然林	総 数	13,221	0	0	0	313	784	3,011
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	8,858	0	0	0	0	83	629
天然生林		4,363	0	0	0	313	701	2,382	
第II分期	総 数	298,394	0	890	5,350	11,103	21,994	66,835	
	人工林	総 数	266,775	0	890	5,350	11,003	21,396	66,388
		育成単層林	249,432	0	890	4,825	11,003	21,396	66,388
		育成複層林	17,343	0	0	525	0	0	0
	天然林	総 数	31,619	0	0	0	100	598	447
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	10,077	0	0	0	100	506	181
天然生林		21,542	0	0	0	0	92	266	
第III分期	総 数	215,632	0	42	418	10,312	14,288	67,749	
	人工林	総 数	202,494	0	42	418	10,312	13,895	66,816
		育成単層林	195,835	0	42	418	10,312	13,895	66,816
		育成複層林	6,659	0	0	0	0	0	0
	天然林	総 数	13,138	0	0	0	0	393	933
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	8,275	0	0	0	0	0	98
天然生林		4,863	0	0	0	0	393	835	
第IV分期	総 数	319,627	0	0	2,246	8,512	15,050	26,562	
	人工林	総 数	290,141	0	0	2,246	8,512	14,922	25,835
		育成単層林	266,609	0	0	2,246	7,653	14,922	25,835
		育成複層林	23,532	0	0	0	859	0	0
	天然林	総 数	29,486	0	0	0	0	128	727
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	10,983	0	0	0	0	128	615
天然生林		18,503	0	0	0	0	0	112	
第V分期	総 数	208,814	0	5,640	105	674	13,970	17,237	
	人工林	総 数	196,103	0	5,640	105	674	13,970	16,760
		育成単層林	187,790	0	3,302	105	674	13,970	16,760
		育成複層林	8,313	0	2,338	0	0	0	0
	天然林	総 数	12,711	0	0	0	0	0	477
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	7,567	0	0	0	0	0	0
天然生林		5,144	0	0	0	0	0	477	

注 1 1 齡級を5年とシアラビア数字を用い1年生から5年生までを1 齡級、6年生から10年生までを2 齡級とし、以下順次3、4 齡級・・・とする。

2 人工林の育成複層林は、上層木と下層木に半分ずつ面積を割り振った。

3 育成複層林施業の更新未了林分の面積は、1・2 齡級に含めた。

4 計が一致しない場合は、四捨五入によるものである。

区 分		面 積							
		総 数	1・2齡級	3・4齡級	5・6齡級	7・8齡級	9・10齡級	11・12齡級	
第VI分期	総 数	258,572	0	4,975	0	3,620	11,520	18,106	
	人工林	総 数	229,105	0	1,974	0	3,620	11,520	17,951
		育成単層林	210,572	0	416	0	3,620	10,348	17,951
		育成複層林	18,533	0	1,558	0	0	1,172	0
	天然林	総 数	29,467	0	3,001	0	0	0	155
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	12,647	0	3,001	0	0	0	155
天然生林		16,820	0	0	0	0	0	0	
第VII分期	総 数	186,020	0	4,046	13,795	169	916	16,819	
	人工林	総 数	174,860	0	56	13,795	169	916	16,819
		育成単層林	158,782	0	56	7,618	169	916	16,819
		育成複層林	16,078	0	0	6,177	0	0	0
	天然林	総 数	11,160	0	3,990	0	0	0	0
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	6,008	0	3,990	0	0	0	0
天然生林		5,152	0	0	0	0	0	0	
第VIII分期	総 数	211,998	0	4,043	10,248	0	4,920	13,873	
	人工林	総 数	196,257	0	56	5,064	0	4,920	13,873
		育成単層林	184,069	0	56	946	0	4,920	12,464
		育成複層林	12,188	0	0	4,118	0	0	1,409
	天然林	総 数	15,741	0	3,987	5,184	0	0	0
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	12,268	0	3,987	5,184	0	0	0
天然生林		3,473	0	0	0	0	0	0	
第IX分期	総 数	206,197	0	2,890	7,019	42,028	230	1,100	
	人工林	総 数	189,215	0	111	127	42,028	230	1,100
		育成単層林	172,656	0	111	127	31,933	230	1,100
		育成複層林	16,559	0	0	0	10,095	0	0
	天然林	総 数	16,982	0	2,779	6,892	0	0	0
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	11,259	0	2,779	6,892	0	0	0
天然生林		5,723	0	0	0	0	0	0	

区 分							材 積	
		13・14齡級	15・16齡級	17・18齡級	19・20齡級	21齡級以上		
第 I 分期	総 数	17,885	16,957	59,392	50,012	3,533	15,346	
	人工林	総 数	17,569	16,524	54,110	48,270	2,194	6,633
		育成単層林	17,569	16,524	53,942	48,211	2,194	6,627
		育成複層林	0	0	168	59	0	6
	天然林	総 数	316	434	5,283	1,742	1,339	8,714
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	285	434	4,811	1,279	1,339	458
天然生林		31	0	472	463	0	8,256	
第 II 分期	総 数	40,423	30,226	55,243	65,973	357	15,114	
	人工林	総 数	39,499	27,640	34,903	59,562	144	5,997
		育成単層林	39,499	25,959	21,918	57,554	0	5,993
		育成複層林	0	1,681	12,985	2,008	144	4
	天然林	総 数	924	2,586	20,340	6,411	213	9,117
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	749	587	5,695	2,046	213	502
天然生林		175	1,999	14,645	4,365	0	8,616	
第 III 分期	総 数	18,098	21,923	15,680	41,092	26,030	15,473	
	人工林	総 数	14,650	21,567	15,201	35,307	24,286	6,215
		育成単層林	14,650	18,167	14,016	34,478	23,041	6,209
		育成複層林	0	3,400	1,185	829	1,245	6
	天然林	総 数	3,448	356	479	5,785	1,744	9,258
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	722	321	479	5,269	1,386	579
天然生林		2,726	35	0	516	358	8,679	
第 IV 分期	総 数	65,242	41,957	31,768	59,964	68,326	15,777	
	人工林	総 数	64,722	40,908	28,882	41,481	62,633	6,400
		育成単層林	64,722	40,908	27,178	22,978	60,167	6,394
		育成複層林	0	0	1,704	18,503	2,466	6
	天然林	総 数	520	1,049	2,886	18,483	5,693	9,377
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	210	850	655	6,295	2,230	659
天然生林		310	199	2,231	12,188	3,463	8,718	
第 V 分期	総 数	73,781	14,670	22,634	16,911	43,192	16,001	
	人工林	総 数	72,695	10,756	22,237	16,382	36,884	6,503
		育成単層林	72,695	10,756	18,791	14,694	36,043	6,496
		育成複層林	0	0	3,446	1,688	841	7
	天然林	総 数	1,086	3,914	397	529	6,308	9,498
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	115	820	358	529	5,745	748
天然生林		971	3,094	39	0	563	8,749	

区 分							材 積	
		13・14齡級	15・16齡級	17・18齡級	19・20齡級	21齡級以上		
第VI分期	総 数	28,826	56,034	43,470	34,111	57,910	16,186	
	人工林	総 数	27,981	55,443	42,299	30,921	37,396	6,561
		育成単層林	27,981	55,443	42,299	28,493	24,021	6,552
		育成複層林	0	0	0	2,428	13,375	9
	天然林	総 数	845	591	1,171	3,190	20,514	9,625
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	715	239	949	724	6,864	845
天然生林		130	352	222	2,466	13,650	8,780	
第VII分期	総 数	18,655	76,456	15,354	22,395	17,415	16,194	
	人工林	総 数	18,100	75,224	10,987	21,956	16,838	6,445
		育成単層林	18,100	75,224	10,987	13,532	15,361	6,435
		育成複層林	0	0	0	8,424	1,477	10
	天然林	総 数	555	1,232	4,367	439	577	9,749
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	0	130	915	396	577	941
天然生林		555	1,102	3,452	43	0	8,808	
第VIII分期	総 数	19,418	29,742	58,453	36,282	35,019	16,317	
	人工林	総 数	19,237	28,782	57,795	34,989	31,541	6,449
		育成単層林	19,237	28,782	57,795	30,083	29,786	6,437
		育成複層林	0	0	0	4,906	1,755	12
	天然林	総 数	181	960	658	1,293	3,478	9,868
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	181	812	266	1,048	790	1,036
天然生林		0	148	392	245	2,688	8,832	
第IX分期	総 数	18,067	19,179	79,096	15,873	20,715	16,412	
	人工林	総 数	18,067	18,549	77,721	11,046	20,236	6,426
		育成単層林	18,067	18,549	77,721	10,671	14,147	6,412
		育成複層林	0	0	0	375	6,089	14
	天然林	総 数	0	630	1,375	4,827	479	9,987
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	0	0	145	1,011	432	1,135
天然生林		0	630	1,230	3,816	47	8,851	

(参考)

国有林の計画制度の体系

